

長崎県土木部所管競争参加資格委員会設置要綱

平成6年8月24日6監第170号
最終改正 令和4年3月23日3建企第537号

(設置)

第1条 長崎県土木部所管の建設工事に係る一般競争入札及び低入札価格調査制度等に基づく設定・審査等を行うため、土木部及び土木部関係地方機関に競争参加資格委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織・運営)

第2条 委員長は委員会を総理する。

2 委員会は、以下の各号により組織する。

(1) 土木部 土木部長を委員長とし、土木部内の各局課室長（課内室長を除く）以上の職にある者を委員として組織する。

なお、委員長が不在又は委員長に事故があるときは、土木部技監がその職務を代理する。

(2) 地方機関 局長又は建設部長又は所長又は本庁事業担当課長等を委員長とし、工事担当主務課長以上の職にある者から各地方機関で選定した者を委員として組織する。

なお、地方機関とは、振興局、本庁事業担当課（土木部委員会付議分を除く）、その他の出先機関が該当する。

また、委員長が不在又は委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

3 委員会は、委員長及び委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

4 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(委員会の招集)

第3条 本委員会は、委員長の指示により、該当工事担当主務課長（土木部の場合は、本庁工事担当主務課長）が招集する。

2 委員会は毎週月曜日に開催する。ただし、必要があるときはその都度開催できる。

(土木部における委員会の職務)

第4条 委員会は、第2項及び第3項に関する職務を行う。

2 一般競争入札（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号）第2条第1項第1号に規定する工事に係るものをいう。以下同じ。）のうち、総合評価落札方式（長崎県総合評価落札方式実施要領（令和3年2月26日2建企第596号）により実施する工事に係るものをいう。以下同じ。）に関する職務は、以下に規定する事項

(1) 高度技術提案型及び技術提案型の適用工事の設定

(2) 高度技術提案型及び技術提案型の競争参加資格要件の設定

(3) 高度技術提案型及び技術提案型の落札者決定基準の設定

(4) 高度技術提案型の競争参加資格要件の審査

(5) 高度技術提案型及び技術提案型の技術提案の審査。ただし、委員長が別に定める土木部競争参加資格委員会技術審査分科会に委ねることができる。

(6) 高度技術提案型の施工体制評価点の審査。ただし、委員長が別に定める土木部競争参加資格委員会技術審査分科会に委ねることができる。

(7) 高度技術提案型で、競争参加資格がないと認められた者から説明を求められた場合の審査
(8) 高度技術提案型で、技術提案が採用されなかった者から説明を求められた場合の審査。
ただし、委員長が別に定める土木部競争参加資格委員会技術審査分科会に委ねることができる。

(9) 高度技術提案型で、落札者とされなかった者から説明を求められた場合の審査

(10) 第5条第2項に規定する事項のうち、地方機関における委員会が意見を求めた場合の審査

(11) その他一般競争入札に関して必要な事項

3 総合評価落札方式を除く一般競争入札に関する職務は、以下に規定する事項

(1) 設計金額2億円以上の競争参加資格要件の設定

(2) 特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約をいう。）、設計・施工一括発注方式（以下「特定調達契約等」という。）に係る競争参加資格の審査

(3) 設計金額5億円以上の施工計画審査タイプ及び入札時V E対象工事の技術提案（評価内容）の審査

(4) 特定調達契約等の一般競争入札で、競争参加資格がないと認められた者から説明を求められた場合の審査

(5) 特定調達契約等の一般競争入札で、落札者とされなかった者から説明を求められた場合の審査

(6) 第5条第3項に規定する事項のうち、地方機関における委員会が意見を求めた場合の審査

(7) その他一般競争入札に関して必要な事項

（地方機関における委員会の職務）

第5条 委員会は、第2項及び第3項に関する職務を行う。

2 一般競争入札のうち総合評価落札方式に関する職務は、以下に規定する事項

(1) 高度技術提案型及び技術提案型の適用工事（案）の作成

(2) 高度技術提案型及び技術提案型の落札決定基準（案）の作成

(3) 施工能力型及び施工計画型の適用工事の設定

(4) 施工能力型及び施工計画型の競争参加資格要件の設定。ただし、必要があるときは、土木部における委員会に意見を求めることができる。

(5) 施工能力型及び施工計画型の落札者決定基準の設定

(6) 高度技術提案型以外の競争参加資格要件の審査。ただし、必要があるときは、土木部における委員会に意見を求めることができる。

(7) 企業の技術力の審査

(8) 施工計画の審査

(9) 高度技術提案型以外の競争参加資格がないと認められた者から説明を求められた場合の審査。ただし、必要があるときは、土木部における委員会に意見を求めることができる。

(10) 高度技術提案型以外の落札者とされなかった者から説明を求められた場合の審査。ただし、必要があるときは、土木部における委員会に意見を求めることができる。

3 総合評価落札方式を除く一般競争入札に関する職務は、以下に規定する事項

(1) 設計金額2億円未満の競争参加資格要件の設定

(2) 特定調達契約等以外の競争参加資格要件の審査。ただし、必要があるときは、土木部における委員会に意見を求めることができる。

(3) 設計金額5億円未満の施工計画審査タイプ及び入札時V E対象工事の技術提案（評価内容）の審査

(4) 特定調達契約等以外の競争参加資格がないと認められた者から説明を求められた場合の

審査。ただし、必要があるときは、土木部における委員会に意見を求めることができる。

(5) 特特定調達契約等を除く一般競争入札の落札者とされなかった者から説明を求められた場合の審査。ただし、必要があるときは、土木部における委員会に意見を求めることができる。

(6) 低入札価格調査制度対象工事において低入札調査となった場合の審査。ただし、必要があるときは、土木部における委員会に意見を求めることができる。

(その他)

第6条 土木部の競争参加資格委員会における競争参加資格要件設定にかかる変更点や留意点等は、本庁工事担当主務課で書面記録し地方機関の競争参加資格委員会に送付するものとする。

附則 この要綱は、平成 6年 4月 16日から施行する。

附則 この要綱は、平成 8年 6月 14日から施行する。

附則 この要綱は、平成 9年 1月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 10年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 12年 6月 15日から施行する。

附則 この要綱は、平成 14年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 15年 7月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 15年 11月 14日から施行する。

附則 この要綱は、平成 16年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 16年 10月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 17年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 17年 9月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 18年 4月 3日から施行する。

附則 この要綱は、平成 18年 10月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 19年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 19年 10月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 20年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 20年 7月 22日から施行する。

附則 この要綱は、平成 20年 7月 31日から施行する。

附則 この要綱は、平成 21年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 21年 9月 2日から施行する。

附則 この要綱は、平成 22年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 25年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 25年 7月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 26年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 27年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 28年 7月 1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

「長崎県土木部所管競争参加資格委員会の準用について

委員会は、長崎県土木部所管競争参加資格委員会設置要綱に定める職務のほか、建設工事における一般競争入札（試行）、工事応募型指名競争入札、簡易工事応募型指名競争入札及び建設関連業務委託における一般競争入札の円滑な執行を図るため以下の職務を行う。

1. 土木部における委員会の職務（建設工事）

- (1) 設計・施工一括発注方式に係る一般競争入札（試行）の競争参加資格要件の設定
- (2) 設計・施工一括発注方式に係る一般競争入札（試行）の競争参加資格の審査
- (3) 設計・施工一括発注方式に係る一般競争入札（試行）の競争参加資格がないと認められた者から説明を求められた場合の審査

2. 土木部関係地方機関における委員会の職務（建設工事）

- (1) 設計・施工一括発注方式を除く一般競争入札（試行）の競争参加資格要件の設定
- (2) 設計・施工一括発注方式を除く一般競争入札（試行）の競争参加資格の審査
- (3) 設計・施工一括発注方式を除く一般競争入札（試行）の競争参加資格がないと認められた者から説明を求められた場合の審査
- (4) 一般競争入札（試行）の落札者とされなかった者から説明を求められた場合の審査
- (5) 一般競争入札（試行）の施工計画の審査
- (6) 一般競争入札（試行）で低入札価格調査制度対象工事において低入札調査となった場合の審査
- (7) その他一般競争入札（試行）に関して必要な事項
- (8) 工事応募型指名競争入札で非指名となった者から、説明を求められた場合の審査
- (9) その他工事応募型指名競争入札に関して必要な事項
- (10) 簡易工事応募型指名競争入札の入札応募資格要件の設定
- (11) 簡易工事応募型指名競争入札の入札応募資格の審査
- (12) 簡易工事応募型指名競争入札で非指名となった者から、説明を求められた場合の審査
- (13) その他簡易工事応募型指名競争入札に関して必要な事項

3. 土木部関係地方機関における委員会の職務（建設関連業務委託）

- (1) 長崎県建設関連業務委託制限付一般競争入札試行（以下「建設関連業務委託一般競争入札（試行）」という。）の競争参加資格要件の設定。ただし、必要があるときは、土木部における委員会に意見を求めることができる。
- (2) 建設関連業務委託一般競争入札（試行）の競争参加資格の審査
- (3) 建設関連業務委託一般競争入札（試行）の競争参加資格がないと認められた者から説明を求められた場合の審査
- (4) その他建設関連業務委託一般競争入札（試行）に関して必要な事項